（登記所への届出）

**第九十条の四**　法第百十三条の四第一項の農林水産省令で定める土地改良事業は、第四十一条の二に規定する土地改良事業とする。

**第九十条の五**　法第百十三条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

2　前条の土地改良事業を行う者は、法第百十三条の四第一項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なくその変更に係る部分を管轄登記所に届け出なければならない。

（施行に係る地域を数区に分けた場合）

**第百三条**　土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第四十一条の二（第七十六条及び第七十六条の十八において準用する場合を含む。）及び第九十条の三から第九十条の五までの規定の適用については、それぞれ土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

**附　則**

この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）から施行する。

**○経済産業省令第六十九号**

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 計量法施行規則 | 計量法施行規則 |
| 目次 | 目次 |
| 第一章　通則（第一条―第三条） | 第一章　通則（第一条―第三条） |
| 第二章　正確な特定計量器等の供給 | 第二章　正確な特定計量器等の供給 |
| 第一節　製造（第四条―第九条） | 第一節　製造（第四条―第九条） |
| 第二節　修理 | 第二節　修理 |
| 第一款　検定証印等の除去（第十条―第十二条） | 第一款　検定証印等の除去（第十条―第十二条） |
| 第二款　修理の事業（第十三条） | 第二款　修理の事業（第十三条） |
| 第三款　有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条・第十五条） | 第三款　有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条・第十五条） |
| 第三節　販売（第十六条―第十九条） | 第三節　販売（第十六条―第十九条） |
| 第三章　特別な計量器（第二十条―第二十四条） | 第三章　特別な計量器（第二十条―第二十四条） |
| 第四章　特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条） | 第四章　特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条） |
| 第五章　計量証明の事業 | 第五章　計量証明の事業 |
| 第一節　登録（第三十八条―第四十九条） | 第一節　登録（第三十八条―第四十九条） |
| 第二節　特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十） | 第二節　特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十） |
| 第六章　計量士 | 第六章　計量士 |
| 第一節　登録（第五十条―第六十二条） | 第一節　登録（第五十条―第六十二条） |
| 第二節　計量士国家試験（第六十三条―第七十一条） | 第二節　計量士国家試験（第六十三条―第七十一条） |
| 第七章　適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条） | 第七章　適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条） |